

当協会の常勤役員の選考の経過及び選任理由の公表について

令和元年 8 月
一般財団法人 日本舶用品検定協会

当協会の常勤役員は、以下のとおり適正な選任手続を経て、選任された。

1. 役員の選任方法

- (1) 当協会の役員の選任については、定款第 23 条において、「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。」と規定されているが、常勤役員の選任については、その選任における透明性の確保を図るため、役員の選任の権限を有する評議員会において、慎重な審議を経て、「常勤役員候補者は、公募は行わず、評議員が推薦する者とする。ただし、推薦される候補者がいない場合は、公募を行うこととする。」と決議されている。
- (2) また、評議員会に設置した役員等候補者選定委員会（評議員数名で構成。）が役員候補者の名簿等の資料を作成し、評議員会は、これらの資料を参考にし、役員の選任を行うこととなっている。

2. 選考の経過及び選任理由

- (1) 令和元年 6 月 19 日に開催された第 9 回役員等候補者選定委員会において、評議員からの推薦がなされた常勤理事候補者は、現丸山常務理事と三谷氏の二人であり、常勤理事候補者として両氏が選定された。評議員からの二人の主たる推薦理由は以下のとおりであった。

○「丸山研一候補者」

船舶や舶用品に対する安全・環境規制や造船・船用・海運業に関する造詣が深く、現に常務理事として会長を補佐し、当協会の運営の安定・発展に大きく貢献し、協会の運営について多くの経験を積んでいるほか、協会の経営運営を責任をもって実施していくという明確な目的意識と意欲を持っている。

また、丸山研一氏は、東日本大震災後、「津波救命艇」を発案・製品化・実用化した。これは同氏の企画力・実行力・課題解決能力を示すものであり、当協会の今後の運営・発展に必要なものである。

○「三谷泰久候補者」

当協会の常勤役員としては、業務に関する知識経験、船舶及び舶用品に関する国際的・国内的な安全・環境規制の現状及び動向、造船・海運業界及び舶用品業界の現状及び動向等当協会の業務に係る諸分野の知識経験が必要であるが、船舶安全行政、地方運輸行政、海上保安行政、（一財）日本船舶技術研究協会等における経験及び実績等に照らし、三谷泰久氏は、これらの知識、経験を備えていることに加え、公平性、客観性を必要とする組織の管理運営等役員としての基本的な要件を備えている。

(2) 令和元年6月26日に開催された第17回評議員会(定時)において、理事の選任の審議がなされた。理事のうち常勤理事については、役員等候補者選定委員会から推薦のあった丸山研一候補者と三谷泰久候補者について選任の審議がなされ、以下の選任推薦理由の説明がなされた上で評議員全員一致で丸山候補者及び三谷候補者が常勤の理事として選任議決された。

(丸山研一候補者)

船舶の検査、検定及び危険物の包装容器に係る検査並びに舶用品に関連した船舶の技術に関する職務経験及び管理職としての経験並びに海事関連分野全般にわたる知見が豊富であり、当協会の問題点等をよく理解していること、また財務、経理にも知見があり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持っており、本会の事業の業務執行機関である理事会の権限を行使する理事(常勤役員)としての実績もあり、候補者として適任である。また、欠格条項については、抵触していない。

(三谷泰久候補者)

人格、見識に優れていることは勿論のこと、船舶の検査、検定及び危険物の包装容器に係る検査並びに舶用品に関連した船舶の技術に関する職務経験及び管理職としての経験並びに海事関連分野全般にわたる知見が豊富であり、本会の事業の業務執行機関である理事会の権限を行使する理事(常勤役員)として適任である。また、欠格条項については、抵触していない。

(3) その後開催された第23回理事会において、丸山理事が登録検定検査機関としての業務執行の諸問題等が山積している状況の中で、これまで常務理事として当協会の組織、業務に関して豊富な経験と実績を有していること、また、職務を執行するために必要な能力及び経験が十分にあり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持っており、会長として必要な知識、経験に優れていることから、会長に相応しいと判断され、理事全員の同意により適任であるとして決議され、会長(代表理事)として選任された。

(4) また、同理事会において、登録検定検査機関としての業務執行の諸問題等が山積している状況の中で、三谷理事は、当協会の組織、業務に関連した豊富な経験と実績を有していること、また、職務を執行するために必要な能力及び経験が十分にあり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持っており、常務理事として必要な知識、経験に優れていることから、常務理事に相応しいと判断され、理事全員の同意により適任であるとして決議され常務理事(業務執行理事)として選任された。